

# パートナーシップ事業補助金 交付希望団体を募集します

市民の皆さんと市のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決に向けた自主的な活動に対し、補助金を交付します。



市民部 地域振興課  
995-1874



## 補助対象事業

次に該当する事業が補助の対象です。

- ①市民の方の提案によるもので市民協働の推進と市のまちづくりに必要であると認める事業
- ②課題解決のために市民の方の協力を必要とする事業に対し、市が市民の方をパートナーとして募集し、協働して実施する事業

## 補助対象外事業

次のいずれかに該当する事業は、補助の対象外です。

- ①市の類似する補助制度の適用を受けている事業
- ②他の団体を補助する事業
- ③事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ④団体の管理する施設、設備などの修繕、改造などを目的とする事業
- ⑤団体の組織運営を目的とする事業
- ⑥宗教的または政治的宣伝意図のある事業
- ⑦補助することが適当でないと市長が認める事業

## 補助の対象団体

補助の対象となるものは、次の①・②の両方に該当する団体です。

- ①構成員が5人以上で、その過半数が市内にお住まいまたは通勤・通学している市民活動団体
- ②市内に活動拠点があり、市内で活動を行っている団体

## 補助の対象経費

補助の対象となる経費は、当該事業の遂行に直接要する経費です。ただし、次の経費については、補助の対象外です。

- ①団体の経常的な運営維持管理費
- ②団体の構成員に対する人件費、謝礼、会食費（活動中の水分補給と軽食にかかる費用は除く）、交通費

と宿泊費

- ③単価が5万円を超える備品購入費

## 補助期間

補助の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。ただし、継続が必要な場合は、3年を限度として補助期間を継続できます(審査があります)。

## 補助率および補助限度額

事業計画段階で見込まれる補助対象経費の額	補助率	補助限度額
125,000円未満	10分の10以内	10万円
125,000円以上	5分の4以内	50万円

## 申請方法

地域振興課にある申請書・概要書などに必要事項を記入し、お申し込みください。

## 補助対象事業の審査と決定

補助対象事業は、市民協働によるまちづくり推進協議会により審査が行われます。

## これまでに行われた事業

- 公文名山のウォーキングコース整備
- 区民が無理せず行う地域の見回り
- ウグイスカードの導入
- エコキャップの回収
- 子どもを対象にした観劇会
- ロンドン五輪出場選手応援コーナーの設置
- 区民による挨拶・一声運動
- 裾コン in 岩波

